

令和6年度 大崎上島町地域包括支援センター業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、大崎上島町（以下「町」という。）から委託を受けた業務受託事業者が設置して運営する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 センターが行う業務

(1) 包括的支援事業

- ① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- ② 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 第1号介護予防支援事業《介護予防ケアマネジメント》（法第115条の45第1項第1号ニ）
- ② 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

(4) 地域ケア会議の実施（法第115条の48第2項）

(5) 指定介護予防支援

2 体制と運営

(1) 事務所の設置場所

受託者は大崎上島町木江5番地9「木江保健福祉センター」内に事務所を設置する。

(2) 職員体制

センターの職員の体制は、大崎上島町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第19号）第4条で定める次の資格を有する専従の職員を各1名以上配置する。

- ① 保健師
- ② 社会福祉士
- ③ 主任介護支援専門員

管理者は上記のいずれかの職員と兼務することができる。

また、受託者は、上記以外の職員（プランナー、事務員等）を実情に応じて配置す

ることができる。

(3) 業務日、業務時間

① 業務日

月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

② 業務時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

③ 緊急時の対応

電話等により24時間対応が可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の連絡体制については、運営本体施設等の連携による対応としても差し支えない。

(4) 会計処理

センターの総支出（指定介護予防支援事業所や第1号介護予防支援事業所としての支出を含む総ての支出）から、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入分を控除した金額を委託料の基準とするので、適切な会計処理を行うこと。

(5) 個人情報の取り扱い

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については、個人情報保護法、大崎上島町個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底すること。

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合や、安全確保上で問題となる事案の発生を知った場合は、速やかに町に報告するものとし、情報漏えいの等の被害の拡大防止、復旧等のための必要な措置を速やかに講じること。

ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合は、機器等のLANケーブルを抜く等、被害の拡大防止のために行い得る措置を直ちに行うこと。

3 業務内容

センターの業務内容は、次に掲げるものとし、大崎上島町地域包括支援センター運営方針に従い適切に実施する。

(1) 総合相談支援業務

総合相談は、センターの全ての業務の入り口となることから、地域に住む高齢者とその高齢者を取り巻く家族に関する様々な相談をすべて受け付け、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や

生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるような支援を行う。

地域共生社会の実現に向けて、高齢者に対する支援だけでは解決困難なケースにも対応できる体制を整え、ワンストップサービスの拠点としての機能を果たすこと。

① 来所、電話、訪問等による様々な相談に応じ、適切な機関や制度及びサービスにつなぎ、継続的にフォローする。相談は、総合相談のプロセス（図1）に基づき実施する。

② 高齢者の見守り活動を実施している関係機関との連携

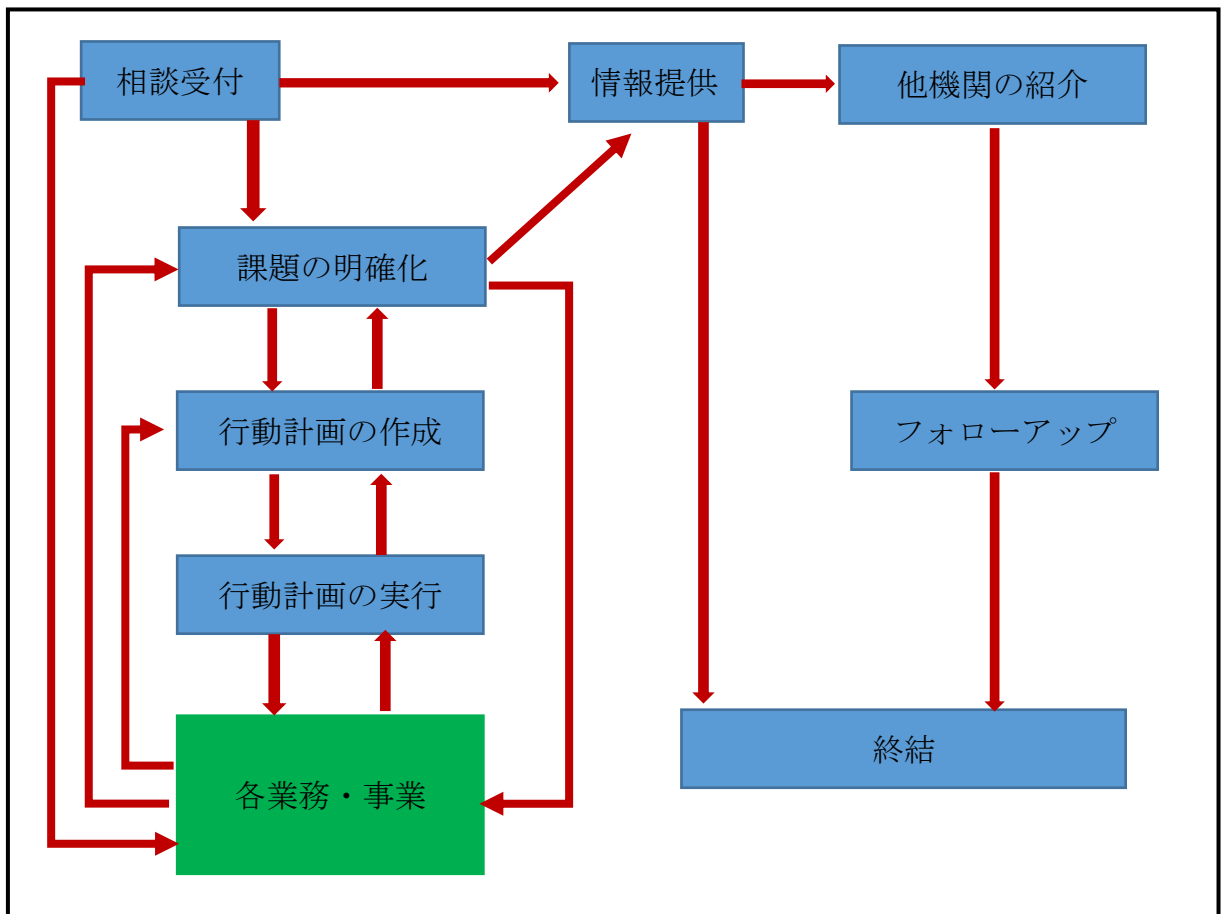
③ 地域の高齢者の実態把握

実態把握は、担当する地域の高齢者等及び地域の状況を把握し、得られた情報をセンターの実施する業務に活かすとともに、町へ報告し施策へ反映できるようにする。

今年度は特に、地域のいきいき百歳体操に参加していない高齢者及び要介護・要支援認定を受けていながらサービス未利用のケースを中心に実態把握を行う。

④ 社協だより等を活用した業務内容等の広報活動

《図1 総合相談のプロセス》



地域のネットワーク

(2) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための支援を行う。

また、(1)の総合相談業務により実態把握することでセルフネグレクトの早期把握とその対応を強化すること。

- ① 成年後見制度の活用促進
- ② 老人福祉施設等への措置の支援
- ③ 高齢者虐待の啓発・予防・対応

虐待の啓発は、早期発見・早期対応のために関係機関や住民に対して啓発を行う。

また、認知症のある高齢者、排泄の介助が困難な場合及び昼夜逆転の場合は、虐待が起りやすいされていることから、虐待を予防するために、これら的高齢者を介護する介護者への適切な介護方法について助言・指導等の支援と孤立を防止し、虐待が起きるきっかけを解消できないかという視点で行うこと。なお、認知症の理解や対応についての啓発は、認知症地域支援推進員と連携して行う。

虐待の対応におけるセンターの役割は、「ネットワークの構築」「相談・通報・届出への対応」、事実確認における「関係機関からの情報収集」「訪問調査」「援助方針の決定」「措置後の支援」「モニタリング」についてはセンターが中心的役割を果たすこと。(厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援について』平成18年4月P.91)

ただし、高齢者虐待防止法の法的責任は町にあることから、センター内で協議し、虐待の疑いがあると判断した場合は、すみやかに町へ報告し、町の担当者と包括の職員が協力して事実確認を行う。事実確認後は、町が※コアメンバー会議を招集する。虐待の有無と緊急対応の判断は、このコアメンバー会議において決定する。※コアメンバー：町福祉課管理職・担当職員、センター職員

- ④ 困難事例への対応
セルフネグレクトへの対応を強化する。
- ⑤ 消費者被害の防止及び対応
- ⑥ 専門機関（司法書士会、社会福祉士会等）との連携強化

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、

地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的な個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。

- ① 関係機関との連携強化を図る会議の開催
- ② 介護支援専門員の資質向上を目的とした事例検討会等の開催
- ③ 介護支援専門員への相談指導及び連携強化

(4) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

個々の利用者に応じた総合的かつ効果的なケアマネジメントを作成するとともに、サービスの提供においても、住民主体の通いの場等のインフォーマルサービスの活用を推進する。なお、新規に介護予防・生活支援サービス事業のC型サービスを利用する場合のケアマネジメントは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が担当する。

また、包括的支援事業（センターの運営）全体の円滑な実施に向けて、第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるが、この委託においては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 第1号介護予防支援事業に係る責任主体は、第1号介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費及び指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること。
- ⑥ 第1号介護予防支援事業を委託するに当たっては、正当な理由なしに特定の

指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

- ⑦ 第1号介護予防支援事業を委託するに当たっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

- ① 地域包括支援ネットワーク会議の開催
- ② 市町村圏域を超えたネットワークの構築

(6) 地域ケア会議の開催

個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を中心に包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討する地域ケア個別会議を開催し、また地域ケア推進会議において役割分担を行いながら取組を推進する。

- ① 個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築及び地域課題の発見を目的とする「地域ケア個別会議」の開催
- ② 地域づくり・資源開発及び政策の形成を図る「地域ケア推進会議」との緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進する。

(7) 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うこと。

指定介護予防支援業務を実施するために、法第115条の22の規定に基づき町の指定を受けること。

また、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるが、委託に当たっては(4)に掲げる①から⑦を踏まえること。

4 介護予防の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいと

役割をもって生活できるよう支援する。

5 町が取り組む事業との連携

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 生活支援サービスの体制整備の推進

6 その他の業務及び研修への参加

- (1) 職員の資質向上を目的とした各種研修会、会議への参加
- (2) 認知症の人と家族の会の開催
- (3) グループホーム運営推進会議への参加
- (4) 町福祉課との情報交換・打合せ会議の実施

7 事業計画の策定及び報告

センターの業務に関する年間事業計画を策定し、当該計画に基づき業務を行い、委託業務完了後は速やかに委託料概算払精算書及び委託業務実績報告書を町に提出しなければならない。

事業計画及び実績報告は大崎上島町地域包括支援センター運営協議会で説明、報告を行うこと。

8 公正・中立性の確保

センターを運営するに当たり、特定の介護予防サービス事業者等を有利に扱うことがないよう公正中立を確保すること。

9 協議事項

大崎上島町地域包括支援センター業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、両者が協議して定める。